

# 宮崎大学将来構想

世界を視野に地域から始めよう



平成20年7月23日  
国立大学法人宮崎大学

## はじめに

「宮崎大学将来構想」は、本学のスローガン及び理念・目的に基づき、本学の目指すべき方向性を示すものとしている。

この将来構想の策定に当たっては、将来計画委員会の下に設置した「将来構想検討WG（教育・学生担当理事・若手教職員により構成）」を中心に検討が進められ、「教育、研究、地域貢献、医療（附属病院）、国際交流、組織・運営」のそれぞれの視点から、第一期中期目標期間に取り組んできた各事業の成果等を踏まえて、第2期中期目標期間（2010～2015）を見据えて、総論的なものとして策定している。

今後は、この将来構想を基に、第2期中期目標・計画を策定し、実現・達成に向けて取り組んでいくこととしている。

## 宮崎大学の理念・目的

人類の英知の結晶としての学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展、深奥な学理の探求を目指す。また、変動する時代及び社会の多様な要請に応え得る人材の育成を使命とする。更に、地域社会の学術・文化の発展と住民の福利に貢献する。特に、人類の福祉と繁栄に資する学際的な生命科学を創造するとともに、生命を育んできた地球環境の保全のための科学を志向する。

### (注釈)

#### 【教育】

- アドミッション・ポリシー → 入学者受入方針
- カリキュラム・ポリシー → 教育の実施方針
- ディプロマ・ポリシー → 卒業認定・学位授与方針  
※中教審の最終答申「高等教育の将来像」と「学士課程教育の再構築に向けて」の中から抜粋
- SD → スタッフ・ディベロップメント  
(職員(教員、事務職員、技術職員)の管理運営や教育・研究支援などの職能開発の活動)
- セメスター制 (1学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高める)

#### 【医療（附属病院）】

- トランスレーショナル・リサーチ → 探索的臨床研究
- クリティカルパス → 標準的治療方法

#### 【組織・運営】

- クオリティ・アセスメント → 質の評価

※ ( ) ← 本学の第2期中期計画の番号

## 教 育 — 学生が伸びる大学教育

宮崎大学では、共通教育及び専門教育を通して、本学の教育目標に掲げる「人間性」、「社会性・国際性」、そして「専門性」を培う教育を実施し、世界に通用する確かな知識と能力を備えた学生を輩出します。

## 研 究 — 異分野融合・連携研究による特色ある大学づくり

宮崎大学は、諸学の連携・融合による特色ある研究を通して、地域から世界へ発信できる高度な学術研究を推進します。アジア諸国との連携を深め、地域はもちろんのこと、国際的に通用する研究拠点を構築します。また、研究活動は社会的倫理や規範を遵守しながら進め、研究成果は広く社会に還元します。

## 地域貢献 — 大学としての社会的責任

宮崎大学は、国立大学として開かれた大学運営とともに大学そして法人としての社会的責任を果たすため、宮崎県内の地方自治体、産業界、県民等との持続可能なパートナーシップを確立し、宮崎大学の教育・研究活動を通じて持続可能な地域社会づくりに積極的な役割を果たしていきます。

## 医療（附属病院） — 地域の中核病院として患者さんに信頼される医療

宮崎大学医学部附属病院は、良質な医療を提供するとともに、医療人の育成と医療の発展に貢献し、患者さんに信頼される病院を目指します。

## 国際交流 — 海外の大学等との協力・連携

宮崎大学は、アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流・共同研究を積極的に推進し、国際的に通用する研究拠点を構築します。また、本学の教育目標に掲げる「国際性」を培う教育を実施するため、引き続き優秀な外国人留学生の受入れを推進するとともに、日本人学生の海外留学支援体制を強化する。また、国際貢献の観点から、JICA等の関連諸機関との協力・連携により開発途上国支援に力を入れます。

## 組織運営 — 「活力」に溢れる組織運営

宮崎大学は、地球規模の視野を持ちつつ、地域社会に根ざし、地域のニーズに応える教育研究機能の発展・向上のために、既存の組織フレームにとらわれないダイナミズムを持った組織運営を行います。

# 教 育

## 学生が伸びる大学教育

宮崎大学では、共通教育及び専門教育を通して、本学の教育目標に掲げる「人間性」、「社会性・国際性」、そして「専門性」を培う教育を実施し、世界に通用する確かな知識と能力を備えた学生を輩出します。

### 目的意識を持ち、主体的に行動できる学生の確保

#### ○ アドミッション・ポリシーの点検、公表、周知

- 大学の教育理念の下に各学部の教育目標を明確にし、それに基づくアドミッション・ポリシーや本学の教育・研究の現状について公表する。(2) ←本学の第2期中期計画の事業番号

#### ○ 教育内容を高校生に理解しやすく魅力的に伝える広報活動

- 大学を取り巻く状況を踏まえ、積極的な広報と適切な情報公開を行う。(71)
- 「出前講義」や「進学説明会」は、教員とともに、学部高学年学生、大学院生も参加する。
- 「進学説明会」を保護者や、高校の進路指導教員に対して実施する。←WGで検討した具体案

#### ○ 多様な学部・大学院の入試方法の導入

- 入学後の修学状況、学業成績、進路と入試方法との相関を調査・点検し、入学者選抜方法を改善する。(3)
- 様々な学習履歴を持つ学生・社会人を受け入れる制度を整備し、充実する。(4)
- 秋季入学希望者に対応可能な大学院制度を整備する。(5)
- これまでの推薦入試による入学者の成績を調査し、その実績に基づいた特別推薦枠を検討する（SSH や SELi において成績優秀な学生に対する特別推薦枠、並びに地域枠の設定を含む）。
- 大学院においては、学部時における成績優秀者の特別推薦枠（他大学を含む）を検討する。

### 社会の要請に応える人材育成

#### ○ カリキュラム・ポリシーに沿った教育目標の設定、公表とその教育目標に基づく評価（単位認定）の徹底

- 大学の教育理念の下に各学部の教育目標を明確にし、それに基づくアドミッション・ポリシーや本学の教育・研究の現状について公表する。(2)

#### ○ 確かな知識と能力を備えた学生を輩出するためのディプロマ・ポリシーに基づいた学士認定（出口管理の徹底）

- 学部・研究科のディプロマ・ポリシーを策定し、人材養成の目的を明確にし、公開する。(1)
- ディプロマ・ポリシーを明確にし、それに沿ったカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを整理する。
- 教育目標に沿った教育が行われているか、具体的指標をもとに成績評価が行われているかを検証する。

#### ○ 理念及び教育目標を達成するための共通教育、専門教育の内容の点検と教育方法の改善

- コミュニケーション能力を育成する教養科目を整備し、充実する。(6)
- 高い倫理性・豊かな人間性を育成する教養科目を整備し、充実する。(7)
- 生命、環境の大切さを喚起するカリキュラムを整備し、充実する。(8)
- 課題解決能力を持った専門職業人を養成するために、教育課程等を整備し、充実する。(11)
- 獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。(13)

- ・教養教育の実施体制を整備・充実し、教養教育の目標に沿って、効果的に教職員を配置する。(14)
- ・専門教育の実施体制を整備・充実し、専門性を重視し、効果的に教職員を配置する。(15)
- ・「共通教育のあり方」を踏まえた、共通教育の改善・改革を行う。
- **効果的な教育のための学部・学科の枠を越えた教育プログラムの策定**
  - ・生命、環境の大切さを喚起するカリキュラムを整備し、充実する。(8)
  - ・獣医学科における（学士・博士）教育の活性化を図るための検討を行う。
  - ・大学間連携、獣医学科と医学部との教育プログラムを策定する。
- **附属学校園における先端的教育課題に対する研究の取組みとその実践**
  - ・学部と附属学校の共同研究を推進し、学校種間の接続や一貫教育に関わる特色ある教育課程、指導法等を改善する。(51)
  - ・研究活動の成果を踏まえた優れた教育実践を、地域と連携して充実・発展させる。(52)
  - ・附属学校の運営・評価体制を整備し、活動を充実する。(53)
  - ・学部・教職大学院の教育実習を充実し、実践的指導力を育成する。(54)
- **広範な知識に基づいた技術、知識社会の形成に資する高度専門技術者及び若手を含めた研究者の養成**
  - ・課題探求・課題解決のできる高度専門職業人並びに研究者を養成するために、教育課程等を整備し、充実する。(12)

## 大学院教育の実質化と拡充

- **高度の専門知識、研究能力及び教育能力を備えた学生を輩出するためのディプロマ・ポリシーに基づいた修士・博士認定**
  - ・学部・研究科のディプロマ・ポリシーを策定し、人材養成の目的を明確にし、公開する。(1)
- **研究科、専攻の枠を超えた履修モデルの開発**
  - ・課題探求・課題解決のできる高度専門職業人並びに研究者を養成するために、教育課程等を整備し、充実する。(12)
- **長期インターンシップ等による中長期的なフィールド教育の実施**
  - ・地域を教材とした教育プログラムを整備し、充実する。(9)
  - ・フィールド教育を充実させるため、中長期的なフィールド教育を大学院に取り入れていくための仕組みづくりをする。
- **教育目標の設定、公表、及び教育目標に基づく評価（単位認定）の徹底**
  - ・学部・研究科のディプロマ・ポリシーを策定し、人材養成の目的を明確にし、公開する。(1)

## 学生支援と学習環境整備

- **図書館、自習室、インターネット環境等の充実**
  - ・教育方法等の改善を進めるための教育環境の整備を行う。(16)
  - ・教育内容と連携し、学生用学習教材の体系的整備を行う。(17)
  - ・eラーニングの普及に対応できるシステム作りとそのための人的・財政的を支援する。
- **就職支援体制の充実**
  - ・学生の進路意識を調査し、キャリア教育を充実する。(25)
  - ・学生の進路状況を調査し、就職支援活動を充実する。(26)
  - ・キャリア教育の重要性を学生に認識させる取組を行う。
  - ・卒業生のための就職支援体制を整備する。(宮崎大学を卒業した学生さん向けの支援)
- **勉学をはじめとする様々な問題を抱える学生に対する相談窓口の充実**
  - ・履修状況を把握し、それに応じた履修指導を実施する。(24)

- ・学生相談等の対応組織を整備し、充実する。(27)
- ・担当教員だけでなく大学院生や学部生同士によるフォローアップ体制を構築する。(学生によるピアサポートなど)
- ・大学院生の経済的支援策(学会発表の交通費等の補助, 論文発表の補助など)を検討する。
- **外国人留学生の受け入れ及び日本人学生の海外留学生をサポートするための取り組みの強化**
  - ・海外大学との相互交流プログラムを実施し、学生の国際経験を豊かにする。(10)
  - ・サマープログラムやリンケージプログラムを充実する。
  - ・海外との協定校増に取り組む。
  - ・大学院留学生のサポート体制を整備・充実する。
  - ・留学生, 研究生を受け入れる上での教員に対する負担を軽減するための取組を検討する。
- **多様な学習履歴を持つ学生に対するアドバイザー制度の導入と補完授業の実施**
  - ・学生相談等の対応組織を整備し、充実する。(27)
- **担任制度、グループ制度など少人数指導の徹底**
  - ・学生相談等の対応組織を整備し、充実する。(27)

## 教職員の能力開発および人材育成

- **徹底した組織的FD活動の推進**
  - ・学部・大学院の教育成果・効果を検証し、改善するシステムを整備し、充実する。(19)
  - ・学生による授業評価及び担当授業相互評価を充実する。(20)
- **教員が教育・研究に専念できるような効果的な支援体制を実現するためのSD活動の推進**
  - ・職種や職階に応じたFD・SD活動の推進する。(61)
  - ・教材、学習指導方法等の研究・開発を行う。(21)
  - ・大規模な研究プロジェクトに関わっている教員の業務負担を減じるため、例えば特別非常勤講師枠の設定などを導入する。
- **Semester制の導入による教員の研究の時間確保と教育効果の向上**
- **情報の利活用能力の向上**
  - ・情報基盤を整備・充実し、情報資源の効率的・効果的な利用環境の整備・強化を行う。(18)
- **教育業績の適切な評価体制の構築**
  - ・適格な評価に基づくインセンティブの付与による人事制度を推進する。(59)

## 研究

### 異分野融合・連携研究による特色ある大学づくり

宮崎大学は、諸学の連携・融合による特色ある研究を通して、地域から世界へ発信できる高度な学術研究を推進します。アジア諸国等との連携を深め、地域はもちろんのこと、国際的に通用する研究拠点を構築します。また、研究活動は社会的倫理や規範を遵守しながら進め、研究成果は広く社会に還元します。

#### 異分野融合・連携研究の推進

##### ○ 研究重点領域の充実（生命科学・環境科学・エネルギー科学）

- ・大学の研究戦略に基づき、特色ある研究を推進する。(29)
- ・各学部等の特色ある研究を推進する。(30)
- ・農工連携・医獣連携・専門職大学院により「宮崎大学の特色化」を図る。新たに医・獣医融合型研究科（博士課程）を新設し、異分野融合・連携研究による特色ある大学づくりを推進する。

##### ○ 南九州の地域性を活かした異分野連携・融合研究の推進

- ・大学の研究戦略に基づき、特色ある研究を推進する。(29)

##### ○ 応用研究を伸ばす基礎・基盤研究の充実

- ・若手・女性研究者の研究、萌芽的研究を推進する。(28)
- ・地域や国際社会が抱える諸問題を解決するために、学長裁量経費の中に基礎、基盤及び萌芽的研究枠を設定する。また、これらの研究に対する競争的資金への申請数や採択数を評価項目として設定する。

##### ○ 地域の課題に対応するための研究の充実

- ・宮崎県、県工業会、JA 宮崎経済連等との包括協定に基づき、教育・研究の成果の活用による地域社会問題の解決や人材の提供を通じて、積極的に地域に貢献する。(38)
- ・地域課題解決のための領域融合型プロジェクトチームを設置する。
- ・宮崎県や地域企業との交流促進により地域課題を抽出し、その解決のための領域融合型プロジェクトチームを設置し、いくつかの地域拠点において「宮崎大学地域活性化新事業」を行う。

##### ○ 教員・技術職員及び大学院生による萌芽的研究の充実

- ・若手・女性研究者の研究、萌芽的研究を推進する。(28)
- ・萌芽的研究テーマを学内に公募し、博士課程学生枠を設定する。（現状では一部で戦略重点経費を活用して実施されているが、経常経費を配分して継続的に実施していくシステムを構築する。）
- ・特殊技能・技術を有する教員及び技術職員にマイスターの称号を付与し、当該職員のモチベーションを向上させる。

##### ○ アジア諸国等との国際連携研究の推進

- ・アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流を充実し、国際交流協定校との交流活動を推進する。(36)

#### 産学官連携の推進

##### ○ 地域を含む産学官連携の推進

- ・共同研究や技術・研究相談等の支援を行い、産学官連携を推進する。(31)

- ・産学連携センターと教育研究・地域連携センターを中心として、地域を含む産学官連携を推進し、「核となる地域資源（技術）」を見極め、地域イノベーションを創出する。また、大学発ベンチャー企業の育成及びその支援を行う。

#### ○ 知的財産の創出・管理・活用

- ・知的財産戦略に基づき、知的財産を創出・管理し、その活用を推進する。（32）

### 研究実施体制の充実

#### ○ 中核となる委員会（大学研究委員会）の機能強化

- ・研究支援組織の整備・充実を図る。（33）
- ・大学研究委員会等の機能強化を図り、重点研究及びプロジェクト研究を推進する。（35）
- ・研究重点領域において世界のトップランナーとなるために、予算や人事面等での大学研究委員会の機能を強化し、国内だけでなく国際的な連携を強化し、先端的研究者が集結する国際的研究拠点化を目指す。
- ・国が推進する「研究8分野」に本学教員が登録（任意）する組織を構成し、その分野が中心となり各種競争的研究資金（大型プロジェクト等）に応募するなど研究の推進及び外部資金の獲得を目指す。

#### ○ 研究経費充足や施設整備等を含む大学院の教育研究機能の充実

- ・研究支援組織の整備・充実を図る。（33）
- ・若手・女性研究者の研究、萌芽的研究を推進する。（28）
- ・研究活力を向上させ、新たな研究手法を開拓していくために、若手研究者や女性研究者の採用を計画的に進める。また、研究重点領域に外国人研究者を積極的に登用する。

#### ○ 研究や競争的資金の獲得を支援する人材の育成（組織）

- ・研究支援組織の整備・充実を図る。（33）

### 研究成果の社会への積極的な発信

#### ○ 研究成果の地域への還元への推進

- ・知的財産戦略に基づき、知的財産を創出・管理し、その活用を推進する。（32）

#### ○ 研究者データベースの充実と積極的な公開

- ・大学図書館、産学連携センター、及び情報支援センターの連携を強化し、研究者データベース等を充実させ、国際及び地域社会に研究成果を戦略的に発信する。研究者データベースは、さらに入力しやすいシステムを構築し、その最低限の入力は教員の義務とする。また、構成員間の相互理解を深め、新たな異分野融合・連携研究を構築するために、学内広報体制を整備する。

#### ○ 地域及び世界に向けたシンポジウムの開催や成果情報誌の発行

- ・アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流を充実し、国際交流協定校との交流活動を推進する。（アジア地下水砒素汚染対策に関する国際シンポジウムを実施する。）（36）
- ・大学を取り巻く状況を踏まえ、積極的な広報と適切な情報公開を行う。（71）  
（「宮崎大学における広報戦略」に基づき、広報活動を行う。）

#### ○ 研究業績の厳正な評価とそれに基づく学内競争的資金の配分

- ・適格な評価に基づくインセンティブの付与による人事制度を推進する。（59）
- ・研究業績評価の基準明確化：大学の研究活動を活性化させ、社会から支援されるようにするために、研究業績の評価基準を明確にし、適正に評価し、積極的に公表する。
- ・研究業績の評価は、教育と研究との有機的関係に配慮し、個人及び組織ごとに行う。
- ・大学が行う研究重点領域への支援については、その成果について評価を行うとともに、その支援方法等について改善する。



○ **研究活動の透明性の確保**

- ・ 本学の「研究活動の不正行為への基本的対応方針」に基づき取り組む。

○ **定期的な外部評価の実施**

- ・ 自己点検・評価等を実施し、評価結果を改善へつなげる。 (70)

## 地域貢献

## 大学としての社会的責任

宮崎大学は、国立大学として開かれた大学運営とともに大学そして法人としての社会的責任を果たすため、宮崎県内の地方自治体、産業界、県民等との持続可能なパートナーシップを確立し、宮崎大学の教育・研究活動を通じて持続可能な地域社会づくりに積極的な役割を果たしてまいります。

### 地域とともに育みあう大学

#### ○ 大学教育の改革と結びついた地域連携を通して次世代を担う人材の育成

- ・教育・研究の成果を活用し、地域住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化に応える。また、自治体や地域の学術文化施設等との連携を進める。(37)
- ・高等教育コンソーシアム宮崎と連携し、宮崎ならではの大学教育の取り組みを推進する。
- ・宮崎大学元気プロジェクトの予算枠を拡大し、その推進に力を入れ学生ボランティア活動の支援を積極的に行う。そのために、学生ボランティアセンターを設置し、専任教職員のサポートと学生による中間支援組織の立ち上げ、支援する。

#### ○ 教育・研究活動を通じて地域のニーズに応えるための大学の基盤充実

- ・教育・研究の成果を活用し、地域住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化に応える。また、自治体や地域の学術文化施設等との連携を進める。(37)

#### ○ 地域の教育機能の充実を図るためのコンソーシアムなど地域の教育機関との連携

- ・中・高との連携、高等教育機関間の連携などにより、地域の青少年教育の充実に貢献する。(39)
- ・小中高校と連携した科学夢ロマン事業、科学技術理解増進活動を推進する。
- ・小中学・高校等との連携の推進を積極的に図るとともに、高校と連携した公開授業や出前授業の推進、小中高校と連携した科学夢ロマン事業の推進、スーパーサイエンスハイスクール事業の充実、現職教員の研修や免許更新の支援、フィールド教育の推進を図る体制の整備を行う。

### 頼れる知の拠点としての大学

#### ○ 地域産業の活性化を図るための大学の知的資産と結びついた地域連携

- ・地域を教材とした教育プログラムを整備し、充実する。(9)
- ・テーマ公募型卒業論文の充実、地域社会の課題解決を目指した研究の実施、優れた研究成果の地域社会へ還元、地域の技術者・研究者等との交流推進を図る。

#### ○ 地域文化の未来を創造するための地域の学術文化施設等との連携

- ・教育・研究の成果を活用し、地域住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化に応える。また、自治体や地域の学術文化施設等との連携を進める。(37)
- ・地域の博物館等との連携、宮崎市科学技術館との連携、青少年のための科学の祭典の推進、宮崎県博物館協議会等の教育支援データベースの充実を図る。

## 地域社会に開かれた大学

### ○ 多様な学びや知識を育むための生涯学習講座等の推進

- ・教育・研究の成果を活用し、地域住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化に応える。また、自治体や地域の学術文化施設等との連携を進める。(37)

### ○ 地域の核として馴染み・親しみのある大学

- ・教育・研究の成果を活用し、地域住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化に応える。また、自治体や地域の学術文化施設等との連携を進める。(37)

## 地域連携事業推進のための基盤整備

### ○ 大学としての組織的支援体制の構築

- ・地域連携・メディア広報を総括する職を設置し、教育研究地域連携センター、産学連携センターの連携と地域連携体制構築を図る。

### ○ 学外との連携窓口の整備（ワンストップサービスの確立）

- ・宮崎県、県工業会、JA 宮崎経済連等との包括協定に基づき、教育・研究の成果の活用による地域社会問題の解決や人材の提供を通じて、積極的に地域に貢献する。(38)（宮崎県、JA 宮崎経済連等との包括連携協定に関わる教育・研究分野における地域連携・地域貢献についての現状分析及び大学からの効果的な情報発信方法について検討を行う。）

## 医療（附属病院）

地域の中核病院として患者さんに信頼される医療

宮崎大学医学部附属病院は、良質な医療を提供するとともに、医療人の育成と医療の発展に貢献し、患者さんに信頼される病院を目指します。

### 中核病院としての存在感・ブランド力の強化

- **地域唯一の特定機能病院としての機能強化と拡充**
  - ・ 特定機能病院としての機能を強化する。（41）
- **周辺医療機関とのネットワークの強化（病診・病病連携パス）**
  - ・ 大学病院を核とする地域医療ネットワークを強化し、地域医療に貢献する。（42）
  - ・ はにわネットの活用や病病・病診連携パスの策定を推進する。
- **大学病院をセンターとする地域医療体制の構築**  
（代表例：都道府県がん診療連携拠点病院，総合周産期母子センターシステム等）
  - ・ 大学病院を核とする地域医療ネットワークを強化し、地域医療に貢献する。（42）
- **患者を中心としたチーム医療体制の強化**
  - ・ 国の財政状況を踏まえ、患者に分かりやすい診療体制、患者のアメニティー、医療従事者に配慮した病院再整備を進める。（43）
- **地域医療人への生涯教育や啓発活動の推進と地域医師会への協力**
  - ・ 大学病院を核とする地域医療ネットワークを強化し、地域医療に貢献する。（42）
  - ・ 地域医療従事者のための生涯教育を推進する。（48）
- **患者のアメニティー、医療従事者へ配慮した病院再整備の推進**
  - ・ 国の財政状況を踏まえ、患者に分かりやすい診療体制、患者のアメニティー、医療従事者に配慮した病院再整備を進める。（43）

### 高度な医療技術の開発と提供

- **先進医療・高度医療の拡充**
  - ・ 先進医療・高度医療を開発し、社会にその成果を提供する。（45）
- **トランスレーショナル・リサーチの推進**
- **医学部基礎系講座との密接な連携**
- **学内・学外組織との共同研究・産学協同研究の推進**

### 医師・研修医の確保と豊かな医療人の養成

- **多様な研修医のニーズに対応できる柔軟な研修体制の構築**
  - ・ 研修医や社会のニーズに対応した研修の実行と卒前・卒後の一貫した教育を充実する。（46）
  - ・ 臨床研修医の確保対策及び臨床研修医の指導体制の確立を図る。
- **チーム医療と教育ツールとしてのクリティカルパスの活用**
  - ・ 研修医や社会のニーズに対応した研修の実行と卒前・卒後の一貫した教育を充実する。（45）

- ・チーム医療と教育ツールとしてのクリティカルパスを活用する。

#### ○ 専門研修の充実と医員の待遇改善

- ・専門医養成プログラム等を整備し、専門医研修を充実する。(47)
- ・病院収入による臨床研修医の待遇改善(給与・手当)を図る。非常勤職員としての不安定なポジション改善のための具体的措置を講ずる。

#### ○ 医師・コメディカルに対するアメニティーの充実

- ・患者に分かりやすい診療体制、患者のアメニティー、医療従事者に配慮した病院再整備を進める。

#### ○ 地方自治体等と連携した地域医療を担う人材の育成

- ・地域の医師不足対策など、国、地方自治体の医療政策等に対応する。(44)
- ・地域医療従事者のための生涯教育を推進する。(48)

### 病院経営の改善

#### ○ 病院経営の安定化・健全化(増収及び節減への取組)

- ・増収策、経費節減策を策定・実施し、病院経営の安定化に努める。(49)

#### ○ 評価に基づく診療部門への適正な予算等の配分

- ・経営分析を行い、評価に基づく適正な予算配分及び医療従事者の配置を行う。(50)

## 国際交流

### 海外の大学等との協力・連携

宮崎大学は、アジア諸国を始めとする海外の大学等との教育・研究面での交流を積極的に推進し、国際競争力の強化を図ります。本学の教育目標に掲げる「国際性」を培う教育を実施するため、引き続き優秀な外国人留学生の受入れを推進するとともに、日本人学生の海外留学支援体制を強化します。また、国際貢献の観点から、JICA等の関連諸機関との協力・連携により開発途上国支援に力を入れます。

### 留学生交流の推進

- **日本留学フェア等の広報による海外の優秀な外国人留学生の積極的な受入れ**
  - ・留学生の受入を推進するため、留学生の教育・生活面等での環境整備、広報活動、交流事業などを充実する。(22)
  - ・日本留学フェアへ積極的に参加する。
  - ・外国人学生のための進学説明会へ積極的に参加する。
  - ・サマープログラムを充実する。
  - ・ホームページ(外国語)を充実する。
  - ・渡日前入学許可を検討する。
- **外国人留学生の増加に向けた教育・生活面等の支援強化**
  - ・留学生の受入を推進するため、留学生の教育・生活面等での環境整備、広報活動、交流事業などを充実する。(22)
- **日本人学生の海外留学を推進するための異文化交流事業等の支援強化**
  - ・日本人学生の海外留学を推進し、国際性を涵養する。(23)
  - ・学生の国際的視野を拡充するために、異文化交流体験プログラムの重要性を再認識し積極的に推進する。

### 研究者交流・共同研究の推進

- **アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流・共同研究の推進**
  - ・アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流を充実し、国際交流協定校との交流活動を推進する。(36)
  - ・海外協定校を拡充する。出来るだけ多くの大学と協定を締結する。その場合、教員のボランティアのみに頼ることなく、対応できる体制を構築する。
- **国際シンポジウムの開催等による研究成果の海外への積極的な発信**
  - ・アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流を充実し、国際交流協定校との交流活動を推進する。(アジア地下水砒素汚染対策に関する国際シンポジウムを実施する。)(36)
- **海外拠点整備による国際交流協定校との連携強化**
  - ・アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流を充実し、国際交流協定校との交流活動を推進する。(36)

## 開発途上国支援の推進

- JICA 等の関連諸機関との連携強化による開発途上国への積極的支援
  - ・ JICA 等との連携を強化し開発途上国への国際協力を推進する。(40)

## 国際連携のための基盤整備

- 組織的支援体制の構築と、中核となる国際連携センターの機能強化

## 組織・運営

## 「活力」に溢れる組織・運営

宮崎大学は、地球規模の視野を持ちつつ、地域社会に根ざし、地域のニーズに応える教育研究機能の発展・向上のために、既存の組織フレームにとらわれないダイナミズムを持った組織運営を行います。

### 学長リーダーシップを中心とした機動力に溢れる大学運営

#### ○ 教育研究体制における機動的・弾力的なダイナミズムの導入

- ・運営組織の業務分担等の点検・改善を行い、効果的・機動的な組織運営を行う。(55)
- ・学問の進展や社会のニーズ等を調査・分析し、教育研究組織の見直しを進める。(57)
- ・地域社会のニーズに即応したプロジェクト型研究の推進等、教育研究効果を重視した柔軟な体制づくりを行う。

#### ○ 教育研究成果を踏まえた人材・資金・施設の有効活用

- ・学長のリーダーシップによる予算、人的・物的資源の戦略的な運用を進める。(56)
- ・施設及び教育研究設備を有効に利用する。また、資金の有効活用と適切な運用を行う。(69)
- ・科研費等外部研究資金を得た研究プロジェクトのテーマを縦覧し、学部・学科・専攻の枠を越えた横断的連携や、イブニング・セミナーの発展的展開等、研究者の学際的交流の場を設けることによる新たなシーズの発掘などを行う。

#### ○ 教職員の適正な配置と財政資源の適正活用

- ・全学的な観点から学部・研究科等の教職員人事を行う制度を推進する。(60)
- ・人事権を学部から全学へ移行させることの是非について検討する。教員は全学組織に所属するものとする。その上で、各学部等の要求に応じて教員ポストを配分するという形にする。

### 適確な評価とインセンティブ付与による人事制度の推進

#### ○ 適確な評価によるインセンティブの付与

- ・適確な評価に基づくインセンティブの付与による人事制度を推進する。(59)
- ・教職員の業務評価方法を検証し、改善する。(58)
- ・教育、研究、社会貢献、医療業務の全てに対して何らかインセンティブを検討する。特に教員データベース運用のあり方をより詳細に検討すること、及び「給与」以外のインセンティブ（例えば、学長表彰制度及びその学内外広報など）を検討する。
- ・サバティカル制度の導入を図る。学部特性・学科特性・コース特性などを勘案し、実現可能なところから、セメスター制度を導入することと併せて、サバティカルも同時に導入する。講義を短期集中型にすることにより、前期のみで担当講義をすべて終了することも可能になるなどにより、サバティカルも半期（半年）であれば比較的機能しやすくなる。

#### ○ 長・中期的な観点からの適切な人員管理と職場環境の整備

- ・全学的な観点から学部・研究科等の教職員人事を行う制度を推進する。(60)
- ・リスクアセスメントを導入し、安全衛生マネジメントを推進する。(75)
- ・新任の教員から任期制を導入する方向で検討する。



- ・全ての教員の大学院担当の可否について、例えば5年ごとに審査を行う。各研究科で大学院研究指導担当及び講義担当の基準を定め、その基準に達していない場合には大学院の担当を不可とする。現在担当していない、あるいは一度不可となった教員は、業績が揃ったところで再審査請求することが出来るようなシステムにする。

#### ○ 事務職員・技術職員の資質及び専門性の向上

- ・職種や職階に応じたFD・SD活動を推進する。(61)
- ・民間ノウハウを有する者、有資格者等、高い専門性を有する職員（管理職員を含む）の積極的採用を行う。同時に、専門的な業務を行うスタッフ職の創設、専門職員の配置転換周期を延長する。

### 事務組織体制の再編と大学運営の質的向上

#### ○ 事務組織の再編、事務職員の弾力的運用と業務の効率化・合理化の促進

- ・教育研究活動等の支援の観点から事務系職員を適切に配置し、事務等の効率化・合理化を進める。(62)
- ・監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映する。(65)
- ・大学運営を効率的に行うための事務組織体制の再編（部単位の見直し、業務のグループ化、職階のフラット化の推進）について検討する。

#### ○ 自己点検・評価及び外部評価の実施体制の整備と推進

- ・自己点検・評価等を実施し、評価結果を改善へつなげる。(70)

#### ○ クオリティ・アセスメントの推進

- ・リスクアセスメントを導入し、安全衛生マネジメントを推進する。(75)
- ・本学の会計に関する諸規則及び国の関係法令等に基づき、経理の適正化を徹底する。(77)
- ・その他、法令遵守向上に関する取り組みを推進する。(79)
- ・教職員の法令遵守（コンプライアンス）向上のための研修会などを開催する。（各種ガイドラインや倫理指針の徹底）
- ・各種ガイドラインや倫理指針の徹底を図る。（e-learning システムを活用する。）
- ・新しい指針等の更新などは、HP で最新の指針が閲覧できるようにし、教職員の法令遵守（コンプライアンス）向上を組織的にバックアップする。
- ・学習履歴を管理することにより、学部組織としての質的保障を行い、各教職員のクオリティ向上を維持する。

### 効果的なコスト・パフォーマンスを発揮するための財務マネジメント

#### ○ 外部研究資金及び自己収入の増加を目指す財源の多様化と充実化

- ・財務分析や調査を実施し、外部研究資金、寄附金、附属病院収入、その他自己収入を安定的に獲得するための取り組みを行う。(66)
- ・寄附金等募集を強化する。

#### ○ 経常費用の抑制・節減と資産運用管理の重点化

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。(67)
- ・施設及び教育研究設備を有効に利用する。また、資金の有効活用と適切な運用を行う。(69)

#### ○ コスト・パフォーマンスの精度向上及び点検・評価機能の強化

- ・決算を適切に評価し、効率的な予算配分及び経費の適切な節減を行う。(68)

## 施設マネジメントの強化

### ○ キャンパスマスタープランに基づく教育研究施設の整備の推進

- ・キャンパスマスタープランに基づき、年度毎の整備計画を作成し、教育研究施設等を整備・充実する。(72)

- ・既存施設の点検・評価を行い、施設の有効利用、計画的な維持管理を推進する。(73)

### ○ 環境（省エネ）対策の推進

- ・本学の環境方針に沿って、年度毎の実施計画を作成し、推進する。(74)

## 広報の充実・強化及び情報化の推進

### ○ 教育・研究の情報発信、地域貢献のための戦略的な広報体制の強化

- ・大学を取り巻く状況を踏まえ、積極的な広報と適切な情報公開を行う。(71)  
(「宮崎大学における広報戦略」に基づき、広報活動及び情報公開を行うとともに、より適切な情報公開のあり方について検討する。)
- ・メディア媒体を積極的に利用する。
- ・広報のための情報の集約化する。

### ○ 広報戦略に基づく活動の展開と情報の利活用の促進

- ・大学を取り巻く状況を踏まえ、積極的な広報と適切な情報公開を行う。(71)

### ○ 情報公開の促進と十分な説明責任の履行

- ・大学を取り巻く状況を踏まえ、積極的な広報と適切な情報公開を行う。(71)

### ○ 教育・研究・大学運営に係る学内外の情報の利用促進

- ・附属図書館、情報ネットワーク等を整備・充実し、研究活動を支援する。(34)  
(学術情報リポジトリの充実、電子ジャーナルの利用促進)
- ・危機管理等各種マニュアルを点検・改訂し、周知徹底する。(76)

### ○ 情報化推進体制及び情報セキュリティの整備

- ・情報基盤を整備・充実し、情報資源の効率的・効果的な利用環境の整備・強化を行う。(18)
- ・情報化推進及び情報の効率的・効果的で適正な利活用を促進する。(63)
- ・情報の運用管理の適正化と情報セキュリティの強化に努める。(64)
- ・個人情報保護に関する啓発に努め、個人情報漏えい等の未然防止に取り組む。(78)